

2019年4月1日

各 位

(公社) 鹿児島県労働基準協会
鹿児島教習所長
(実施管理者)

本人確認証明書について (お願い)

平素より当協会の講習会事業につきましてご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
今般、鹿児島労働局長の登録を受けて実施しております技能講習等につきまして、鹿児島労働局より本人確認証明書について写真付きの公的証明書の場合は1種類で、写真が無い公的証明書の場合は2種類で本人確認をする必要がある旨の指導がありました。

つきましては、事業者の皆様方及び受講生の皆様方には、お忙しいところ誠に恐縮に存じますが、今後は下記により取扱いをさせていただきますので、何卒、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【受講申込及び再交付・書替えに伴う本人確認証明書の取扱いについて】

- ①原則として写真がある公的証明書を1種類(例えば、自動車運転免許証のコピー等)の公的証明書の貼付をお願いします。
ただし、写真が不鮮明で証明書に適さない場合は、受付できません。
- ②写真が無い公的証明書は2種類(例えば、健康保険証のコピー、住民票のコピー等)の公的証明書の貼付をお願いします。
- ③申込書に記入された内容が、本人確認証明書の内容と同一であることを確認して下さい。
申込書に記入された住所と証明書の住所が異なる場合は、住所を確認できる書類の貼付が必要です。
- ④有効期限のある公的機関の発行する証明書は、有効期限内のものに限ります。
- ⑤住民票は交付後6ヶ月以内のものに限ります。

以上 よろしくお願い申し上げます。